

(別 紙)

新 旧 対 照 表

次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改 正 後	改 正 前
目 次 (注) 簿書様式は、<u>平成23年12月14日</u>現在の法令に基づくものである。 (第 1 ～第 2 省略) 第 3 贈 与 税 関 係 (1 ～ 2 - 2 省略) 2 - 3 平成<u>23</u>年分贈与税の申告書 (第 1 表の 2) (2 - 4 省略) <u>2 - 5 平成23年分贈与税の申告書 (第 1 表の 3)</u> <u>2 - 6 同 (控用)</u> (3 ～ 7 - 2 省略) 8 平成<u>23</u>年分贈与税の修正申告書 (第 3 表) (9 ～ 24 省略) (第 4 ～第 11 省略)	目 次 (注) 簿書様式は、<u>平成23年 4 月 1 日</u>現在の法令に基づくものである。 (第 1 ～第 2 同左) 第 3 贈 与 税 関 係 (1 ～ 2 - 2 同左) 2 - 3 平成<u>22</u>年分贈与税の申告書 (第 1 表の 2) (2 - 4 同左) <u>(新 規)</u> <u>(新 規)</u> (3 ～ 7 - 2 同左) 8 平成<u>22</u>年分贈与税の修正申告書 (第 3 表) (9 ～ 24 同左) (第 4 ～第 11 同左)

改 正 後										改 正 前													
受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成____年分）										受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成____年分）													
この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。						受 託 者 の 名 称 又 は 氏 名 (法人整理番号)		()		この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。						受 託 者 の 名 称 又 は 氏 名 (法人整理番号)		()					
1 委託者										1 委託者													
住 所				氏 名	(フリガナ)	生 年 月 日	明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4			住 所				氏 名	(フリガナ)	生 年 月 日	明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4						
2 信託の明細										2 信託の明細													
番 号	信 託 の 名 称			所在地（信託の受託者が2以上である場合は、他の受託者の名称又は氏名も記入してください。）			贈与者の氏名、住所（相続税法第9条の4第2項の規定の適用がある場合に限ります。）			番 号	信 託 の 名 称			所在地（信託の受託者が2以上である場合は、他の受託者の名称又は氏名も記入してください。）			贈与者の氏名、住所（相続税法第9条の4第2項の規定の適用がある場合に限ります。）						
1										1													
2										2													
3										3													
3 信託に関する権利の明細										3 信託に関する権利の明細													
番 号	種 類	細 目	利用区分、 銘 柄 等	所在場所等	数 量 固定資産税 評 価 額	単 価 倍 数	財産の価額		あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額	番 号	種 類	細 目	利用区分、 銘 柄 等	所在場所等	数 量 固定資産税 評 価 額	単 価 倍 数	財産の価額		あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額				
							円		円								円		円				
信託に関する権利の価額の合計額等									①	②	信託に関する権利の価額の合計額等									①	②		
上記信託に対する外国税額 控除前の贈与税額					①の金額から1,100千円を控除した金額(千円未満は切捨てます。) に対し、申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表(平成15年分以降用)」を使って計算した金額					③	上記信託に対する外国税額 控除前の贈与税額					①の金額から1,100千円を控除した金額(千円未満は切捨てます。) に対し、申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表(平成15年分以降用)」を使って計算した金額					③		
(注)1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「2 信託の明細」の「番号」を記入します。 2 「財産の価額」欄は、当該資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)を記入します。 3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。										(注)1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「2 信託の明細」の「番号」を記入します。 2 「財産の価額」欄は、当該資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)を記入します。 3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。													
4 贈与税額等の計算										4 贈与税額等の計算													
④ 信託に関する権利の価額の合計額 (①欄の金額)		⑤ ④欄の金額のうちあなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額		⑥ 贈与税の額 (③×⑤÷④)		⑦ 外国税額控除後の贈与税額 (⑥－②)		⑧ 控除する法人税等に相当する額 (⑩欄の金額)		⑨ 差引税額 (⑦－⑧)		④ 信託に関する権利の価額の合計額 (①欄の金額)		⑤ ④欄の金額のうちあなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額		⑥ 贈与税の額 (③×⑤÷④)		⑦ 外国税額控除後の贈与税額 (⑥－②)		⑧ 控除する法人税等に相当する額 (⑩欄の金額)		⑨ 差引税額 (⑦－⑧)	
円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円	
(注)1 ⑤欄は、上記3の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。 2 ⑧欄は、「5 控除する法人税等に相当する額の計算」により算出した控除する法人税等に相当する額(⑩欄の金額)を記入します。 3 ⑨欄の金額(⑦－⑧)がマイナスとなるときは「0」と記入します。 4 ⑩欄の金額を贈与税の申告書第一表の⑦欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の⑩欄の合計額を贈与税の申告書第一表の⑦欄に転記します。 5 信託の受託者が1人の場合には、④欄と⑤欄の額は、同じになります。										(注)1 ⑤欄は、上記3の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。 2 ⑧欄は、「5 控除する法人税等に相当する額の計算」により算出した控除する法人税等に相当する額(⑩欄の金額)を記入します。 3 ⑨欄の金額(⑦－⑧)がマイナスとなるときは「0」と記入します。 4 ⑩欄の金額を贈与税の申告書第一表の⑦欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の⑩欄の合計額を贈与税の申告書第一表の⑦欄に転記します。 5 信託の受託者が1人の場合には、④欄と⑤欄の額は、同じになります。													
5 控除する法人税等に相当する額の計算										5 控除する法人税等に相当する額の計算													
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算									⑭ ⑬の価額に基づく法人税の額														
⑩ あなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額 (⑤欄の金額)		⑪ ⑩の価額に基づく事業税の額			⑫ ⑩の価額に基づく地方税人特別税の額			⑬ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (⑩－⑪－⑫)															
円		円			円			円			円												
⑮ ⑬の価額に基づく事業税の額		⑯ ⑬の価額に基づく地方税人特別税の額			⑰ ⑭の金額に基づく道府県民税の額			⑱ ⑭の金額に基づく市町村民税の額			⑲ 法人税等に相当する額 (⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱)												
円		円			円			円			円			円									
(注)1 ⑪欄及び⑫欄は、それぞれ⑩欄及び⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 2 ⑯欄及び⑰欄は、それぞれ⑩欄及び⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方税人特別税の額」を記入します。 3 ⑱欄は、⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑰欄及び⑱欄は、⑭欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税」の額を記入します。										(注)1 ⑪欄及び⑫欄は、それぞれ⑩欄及び⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 2 ⑯欄及び⑰欄は、それぞれ⑩欄及び⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方税人特別税の額」を記入します。 3 ⑱欄は、⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑰欄及び⑱欄は、⑭欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税」の額を記入します。													
(資5-59-1-A4統一) (平23_10)										(資5-59-1-A4統一) (平22_10)													

改正後

6 信託財産責任負担債務の額の計算						
① 信託に対する贈与税額 (表面③欄の金額)	法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算				⑥ ⑤の価額に基づく法人税の額	
	② 信託に関する権利の合計額 (表面①欄の金額)	翌期控除事業税等相当額		⑤ 法人税及び事業税等の基となる価額 (②－③－④)		
		③ ②の価額に基づく事業税の額	④ ②の価額に基づく地方法人特別税の額			
円	円	円	円	円	円	
⑦ ⑤の価額に基づく事業税の額		⑧ ⑤の価額に基づく地方法人特別税の額		⑨ ⑥の金額に基づく道府県民税の額	⑩ ⑥の金額に基づく市町村民税の額	
円		円		円	円	
⑪ 法人税等に相当する額 (⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩)		⑫ (①－⑪) の金額				
円		円				
番号	⑬ 上記②欄の金額	⑭ ②欄の金額のうちあなたが受託した各信託ごとの価額の合計額	⑮ (⑫×⑭÷⑬) の金額	⑯ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑰ 信託財産責任負担債務の額 (⑬－⑯)	
	円	円	円	円	円	
(注) 1 この欄は、委託者について2以上の受益者等が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。)。 2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。 3 ③欄及び⑦欄は、それぞれ②欄及び⑤欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 4 ④欄及び⑧欄は、それぞれ②欄及び⑤欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 5 ⑥欄は、⑤欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 6 ⑨欄及び⑩欄は、⑥欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。 7 ⑫欄の金額(①－⑪)がマイナスとなるときは「0」と記入します。 8 ⑬欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。 9 ⑯欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。 10 ⑰欄の金額(⑬－⑯)がマイナスとなるときは「0」と記入します。 11 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。						

書きかた等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。

なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した(している)受益者等が存しない信託(相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じ。)のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した(している)受益者等が存しない信託についても記入してください。
なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。
また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者(信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等)の氏名及び住所を記入してください。
- 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。
- 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した(している)受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。
作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑨」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑦」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑨」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑦」欄に転記します。
- 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。
- 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

改正前

6 信託財産責任負担債務の額の計算						
① 表記信託に対する贈与税額 (表面③欄の金額)	法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算				⑥ ⑤の価額に基づく法人税の額	
	② 信託に関する権利の合計額 (表面①欄の金額)	翌期控除事業税等相当額		⑤ 法人税及び事業税等の基となる価額 (②－③－④)		
		③ ②の価額に基づく事業税の額	④ ②の価額に基づく地方法人特別税の額			
円	円	円	円	円	円	
⑦ ⑤の価額に基づく事業税の額		⑧ ⑤の価額に基づく地方法人特別税の額		⑨ ⑥の金額に基づく道府県民税の額	⑩ ⑥の金額に基づく市町村民税の額	
円		円		円	円	
⑪ 法人税等に相当する額 (⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩)		⑫ (①－⑪) の金額				
円		円				
番号	⑬ 上記②欄の金額	⑭ ②欄の金額のうちあなたが受託した各信託ごとの価額の合計額	⑮ (⑫×⑭÷⑬) の金額	⑯ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑰ 信託財産責任負担債務の額 (⑬－⑯)	
	円	円	円	円	円	
(注) 1 この欄は、委託者について2以上の受益者等が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。)。 2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。 3 ③欄及び⑦欄は、それぞれ②欄及び⑤欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 4 ④欄及び⑧欄は、それぞれ②欄及び⑤欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 5 ⑥欄は、⑤欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 6 ⑨欄及び⑩欄は、⑥欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。 7 ⑫欄の金額(①－⑪)がマイナスとなるときは「0」と記入します。 8 ⑬欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。 9 ⑯欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。 10 ⑰欄の金額(⑬－⑯)がマイナスとなるときは「0」と記入します。 11 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。						

書きかた等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。

なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した(している)受益者等が存しない信託(相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる、信託に関する権利をいいます。以下同じ。)のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した(している)受益者等が存しない信託についても記入してください。
なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。
また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者(信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等)の氏名及び住所を記入してください。
- 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。
- 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した(している)受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。
作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑨」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑦」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑨」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑦」欄に転記します。
- 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。
- 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

提出用

平成23年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税 務 署 受 付 印		受贈者の氏名	
次の住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。			
☐ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位は円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	
住 所		住宅取得等資金の金額	
平成□□年□□月□□日		□□□□□□□□□□	
フリガナ	続 柄		
氏 名		平成□□年□□月□□日	
□□□□□□□□□□		□□□□□□□□□□	
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			
住宅取得等資金の合計額	②6	□□□□□□□□□□	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	
住 所		住宅取得等資金の金額	
平成□□年□□月□□日		□□□□□□□□□□	
フリガナ	続 柄		
氏 名		平成□□年□□月□□日	
□□□□□□□□□□		□□□□□□□□□□	
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			
住宅取得等資金の合計額	②7	□□□□□□□□□□	
非課税の計算限度額	平成22年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額(最高1,500万円)	②8	□□□□□□□□□□
非課税限度額 (1,000万円 (又は1,500万円－②8)) (注2)	②9	□□□□□□□□□□	
②6のうち非課税の適用を受ける金額	③0	□□□□□□□□□□	
②7のうち非課税の適用を受ける金額	③1	□□□□□□□□□□	
非課税の適用を受ける金額の合計額 (③0＋③1) (②9の金額を限度とします。)	③2	□□□□□□□□□□	
②6のうち課税価格に算入される金額 (②6－③0) (②6に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を) 転記します。	③3	□□□□□□□□□□	
②7のうち課税価格に算入される金額 (②7－③1) (②7に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を) 転記します。	③4	□□□□□□□□□□	
③3又は③4に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、③3又は③4の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。			

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成23年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	・	提出した税務署	税務署
-------------------	---	---------	-----

(注2) 非課税限度額は、平成23年分の贈与税の申告で初めて租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は「1,000万円」、平成22年分の贈与税の申告で同項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けた人は「1,500万円－②8」となります。

また、平成21又は22年分の贈与税の申告で所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税(非課税限度額500万円)の適用を受けた人は、平成23年分の贈与税の申告で租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けることはできません。

※ 税務署整理欄 整理番号	□□□□□□□□	名簿	□□□□□□	確認	
---------------	----------	----	--------	----	--

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一) (平23.10)

提出用

平成22年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税 務 署 受 付 印		受贈者の氏名	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。			
☐ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税(住宅資金非課税限度額：1,500万円)の適用を受けます。(注1)			
☐ 私は、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の租税特別措置法第70条の2(以下「旧70条の2」といいます。)第1項の規定による住宅取得等資金の非課税(住宅資金非課税限度額：500万円)の適用を受けます。			
(単位は円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	
住 所		住宅取得等資金の金額	
平成□□年□□月□□日		□□□□□□□□□□	
フリガナ	続 柄		
氏 名		平成□□年□□月□□日	
□□□□□□□□□□		□□□□□□□□□□	
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			
住宅取得等資金の合計額	②6	□□□□□□□□□□	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	
住 所		住宅取得等資金の金額	
平成□□年□□月□□日		□□□□□□□□□□	
フリガナ	続 柄		
氏 名		平成□□年□□月□□日	
□□□□□□□□□□		□□□□□□□□□□	
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			
住宅取得等資金の合計額	②7	□□□□□□□□□□	
非課税の計算限度額	平成21年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額(最高500万円)	②8	□□□□□□□□□□
非課税限度額 (1,500万円 (又は500万円－②8))	②9	□□□□□□□□□□	
②6のうち非課税の適用を受ける金額	③0	□□□□□□□□□□	
②7のうち非課税の適用を受ける金額	③1	□□□□□□□□□□	
非課税の適用を受ける金額の合計額 (③0＋③1) (②9の金額を限度とします。)	③2	□□□□□□□□□□	
②6のうち課税価格に算入される金額 (②6－③0) (②6に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を) 転記します。	③3	□□□□□□□□□□	
②7のうち課税価格に算入される金額 (②7－③1) (②7に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を) 転記します。	③4	□□□□□□□□□□	
③3又は③4に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、③3又は③4の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。			
翌年に繰り越される非課税額 (②9－③2) (注2)			
③5 □□□□□□□□□□			

(注1) 住宅取得等資金の非課税(住宅資金非課税限度額：1,500万円)の適用を受ける人で、平成22年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	・	提出した税務署	税務署
-------------------	---	---------	-----

2 平成21年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた場合又は平成22年分の贈与税の申告で旧70条の2第1項の適用を受ける場合には、③5の翌年に繰り越される非課税額は0円となります。

※ 税務署整理欄 整理番号	□□□□□□□□	名簿	□□□□□□	確認	
---------------	----------	----	--------	----	--

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一) (平22.10)

控
用

平成23年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税 務 署 受 付 印		受贈者の氏名	
次の住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。			
□ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位は円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日		取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住 所			住宅取得等資金の金額
フリガナ		続 柄	平成□□年□□月□□日
氏 名			□□□□□□□□
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			平成□□年□□月□□日
			□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額		②6	□□□□□□□□
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日		取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住 所			住宅取得等資金の金額
フリガナ		続 柄	平成□□年□□月□□日
氏 名			□□□□□□□□
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			平成□□年□□月□□日
			□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額		②7	□□□□□□□□
非課税分	非課税限度額	平成22年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額 (最高1,500万円)	②8 □□□□□□□□
	非課税限度額	非課税限度額 (1,000万円 (又は1,500万円－②8)) (注2)	②9 □□□□□□□□
	②6のうち非課税の適用を受ける金額		③0 □□□□□□□□
	②7のうち非課税の適用を受ける金額		③1 □□□□□□□□
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (③0＋③1) (②9の金額を限度とします。)		③2 □□□□□□□□
	②6のうち課税価格に算入される金額 (②6－③0) (②6に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)		③3 □□□□□□□□
②7のうち課税価格に算入される金額 (②7－③1) (②7に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)		③4 □□□□□□□□	
③3又は③4に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、③3又は③4の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。			

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成23年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	・	提出した税務署	税務署
-------------------	---	---------	-----

(注2) 非課税限度額は、平成23年分の贈与税の申告で初めて租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は「1,000万円」、平成22年分の贈与税の申告で同項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けた人は「1,500万円－②8」となります。
また、平成21又は22年分の贈与税の申告で所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税(非課税限度額500万円)の適用を受けた人は、平成23年分の贈与税の申告で租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けることはできません。

控
用

平成22年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税 務 署 受 付 印		受贈者の氏名	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。			
□ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税(住宅資金非課税限度額：1,500万円)の適用を受けます。(注1)			
□ 私は、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の租税特別措置法第70条の2(以下「旧70条の2」といいます。)第1項の規定による住宅取得等資金の非課税(住宅資金非課税限度額：500万円)の適用を受けます。			
(単位は円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日		取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住 所			住宅取得等資金の金額
フリガナ		続 柄	平成□□年□□月□□日
氏 名			□□□□□□□□
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			平成□□年□□月□□日
			□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額		②6	□□□□□□□□
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日		取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住 所			住宅取得等資金の金額
フリガナ		続 柄	平成□□年□□月□□日
氏 名			□□□□□□□□
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			平成□□年□□月□□日
			□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額		②7	□□□□□□□□
非課税分	非課税限度額	平成21年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額 (最高500万円)	②8 □□□□□□□□
	非課税限度額	非課税限度額 (1,500万円 (又は500万円－②8)) (注2)	②9 □□□□□□□□
	②6のうち非課税の適用を受ける金額		③0 □□□□□□□□
	②7のうち非課税の適用を受ける金額		③1 □□□□□□□□
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (③0＋③1) (②9の金額を限度とします。)		③2 □□□□□□□□
	②6のうち課税価格に算入される金額 (②6－③0) (②6に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)		③3 □□□□□□□□
②7のうち課税価格に算入される金額 (②7－③1) (②7に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)		③4 □□□□□□□□	
③3又は③4に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、③3又は③4の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。			

(注1) 住宅取得等資金の非課税(住宅資金非課税限度額：1,500万円)の適用を受ける人で、平成22年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	・	提出した税務署	税務署
-------------------	---	---------	-----

2 平成21年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた場合又は平成22年分の贈与税の申告で旧70条の2第1項の適用を受けた場合には、③5の翌年に繰り越される非課税額は0円となります。

提出用

平成23年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

受贈者
税 印

受贈者の氏名

第一表の三

（平成23年分用）（第一表の三は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

住宅取得等資金の非課税分

次の震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

☐ 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注）

（単位は円）

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住 所		平成□□年□□月□□日
フリガナ	続 柄	□□□□□□□□□□
氏 名		平成□□年□□月□□日
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	□□□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額	③⑤	□□□□□□□□□□
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住 所		平成□□年□□月□□日
フリガナ	続 柄	□□□□□□□□□□
氏 名		平成□□年□□月□□日
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	□□□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額	③⑥	□□□□□□□□□□
贈与者別 受ける金額の計算 非課税の適用	③⑨のうち非課税の適用を受ける金額	③⑨ □□□□□□□□□□
	③⑩のうち非課税の適用を受ける金額	④⑩ □□□□□□□□□□
	非課税の適用を受ける金額の合計額（③⑨+④⑩） （1,000万円を限度とします。）	④⑪ □□□□□□□□□□
贈与税 入される金額の計算 課税価格に算	③⑨のうち課税価格に算入される金額（③⑨-③⑩） （③⑨に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を 転記します。）	④⑫ □□□□□□□□□□
	③⑩のうち課税価格に算入される金額（③⑩-④⑩） （③⑩に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を 転記します。）	④⑬ □□□□□□□□□□
④⑫又は④⑬に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との 続柄・生年月日」欄の記載は、④⑫又は④⑬の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。		

（注） 震災特例法第38条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成23年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	・	・	提出した税務署	税務署
-------------------	---	---	---------	-----

※	税務署整理欄	整理番号	□□□□□□□□	名簿	□□□□□□	確認	
---	--------	------	----------	----	--------	----	--

※印欄には記入しないでください。 (資5-10-1-5-A4統一) (平23.12)

(新規)